

香川県条例第41号

香川県職業能力開発校条例の一部を改正する条例

香川県職業能力開発校条例（昭和42年香川県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p><u>香川県立高等技術学校条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項の規定に基づく職業能力開発校として、香川県立高等技術学校を設置する。</p>	<p><u>香川県職業能力開発校条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項の規定に基づき、職業能力開発校を設置する。</p>						
<p>(位置)</p> <p>第2条 香川県立高等技術学校の位置は、高松市及び丸亀市とする。</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 職業能力開発校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table><tr><td>名 称</td><td>位 置</td></tr><tr><td><u>香川県立高松高等技術学校</u></td><td>高松市</td></tr><tr><td><u>香川県立丸亀高等技術学校</u></td><td>丸亀市</td></tr></table>	名 称	位 置	<u>香川県立高松高等技術学校</u>	高松市	<u>香川県立丸亀高等技術学校</u>	丸亀市
名 称	位 置						
<u>香川県立高松高等技術学校</u>	高松市						
<u>香川県立丸亀高等技術学校</u>	丸亀市						
<p>(授業料等)</p> <p>第3条 香川県立高等技術学校の授業料、受講料、入学選考の手数料、入学金及び証明手数料は、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の定めるところによる。</p>	<p>(授業料等)</p> <p>第3条 職業能力開発校の授業料、受講料、入学選考の手数料、入学金及び証明手数料は、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の定めるところによる。</p>						

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の香川県職業能力開発校条例に規定する香川県立高松高等技術学校又は香川県立丸亀高等技術学校に在籍している者は、改正後の香川県立高等技術学校条例に規定する香川県立高等技術学校に在籍している者とみなす。

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

3 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																																							
(種別及び金額) 第2条 略	(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略																																																																							
別表第1 (第2条関係) 第1表 使用料の部	別表第1 (第2条関係) 第1表 使用料の部																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 公の施設の使用料</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)～(3) 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 香川県立高等技術学校</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5)～(36) 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	単位	金額	1 略				2 公の施設の使用料				(1)～(3) 略				(4) 香川県立高等技術学校	略			(5)～(36) 略				<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 公の施設の使用料</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)～(3) 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 高等技術学校</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>授業料</th> <th>普通課程</th> <th>1年度</th> <th>118,800円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>1人につき1コ</td> <td>12,000円を</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ース</td> <td>超えない範</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>囲で規則で</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>定める額</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受講料</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> </table> </td> </tr> <tr> <td>(5)～(36) 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	単位	金額	1 略				2 公の施設の使用料				(1)～(3) 略				(4) 高等技術学校	<table border="1"> <thead> <tr> <th>授業料</th> <th>普通課程</th> <th>1年度</th> <th>118,800円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>1人につき1コ</td> <td>12,000円を</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ース</td> <td>超えない範</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>囲で規則で</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>定める額</td> </tr> </tbody> </table>	授業料	普通課程	1年度	118,800円			1人につき1コ	12,000円を			ース	超えない範				囲で規則で				定める額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>受講料</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> </table>	受講料				(5)～(36) 略			
種別	区分	単位	金額																																																																					
1 略																																																																								
2 公の施設の使用料																																																																								
(1)～(3) 略																																																																								
(4) 香川県立高等技術学校	略																																																																							
(5)～(36) 略																																																																								
種別	区分	単位	金額																																																																					
1 略																																																																								
2 公の施設の使用料																																																																								
(1)～(3) 略																																																																								
(4) 高等技術学校	<table border="1"> <thead> <tr> <th>授業料</th> <th>普通課程</th> <th>1年度</th> <th>118,800円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>1人につき1コ</td> <td>12,000円を</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ース</td> <td>超えない範</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>囲で規則で</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>定める額</td> </tr> </tbody> </table>	授業料	普通課程	1年度	118,800円			1人につき1コ	12,000円を			ース	超えない範				囲で規則で				定める額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>受講料</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> </table>	受講料																																																	
授業料	普通課程	1年度	118,800円																																																																					
		1人につき1コ	12,000円を																																																																					
		ース	超えない範																																																																					
			囲で規則で																																																																					
			定める額																																																																					
受講料																																																																								
(5)～(36) 略																																																																								
第2表 手数料の部	第2表 手数料の部																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～388 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>389 香川県立高等技術学校入学選考手数料</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>389の2 香川県立高等技術学校入学金</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>389の3 香川県立高等技術学校証明手数料</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>390～598 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	単位	金額	1～388 略				389 香川県立高等技術学校入学選考手数料	略			389の2 香川県立高等技術学校入学金	略			389の3 香川県立高等技術学校証明手数料	略			390～598 略				<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～388 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>389 高等技術学校入学選考手数料</td> <td>普通課程</td> <td>1件</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td>389の2 高等技術学校入学金</td> <td>普通課程</td> <td>1件</td> <td>5,650円</td> </tr> <tr> <td>389の3 高等技術学校証明手数料</td> <td>訓練生であった者に係る修了証明書、在籍に関する証明書又は成績証明書</td> <td>1件</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>390～598 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	単位	金額	1～388 略				389 高等技術学校入学選考手数料	普通課程	1件	2,200円	389の2 高等技術学校入学金	普通課程	1件	5,650円	389の3 高等技術学校証明手数料	訓練生であった者に係る修了証明書、在籍に関する証明書又は成績証明書	1件	400円	390～598 略																										
種別	区分	単位	金額																																																																					
1～388 略																																																																								
389 香川県立高等技術学校入学選考手数料	略																																																																							
389の2 香川県立高等技術学校入学金	略																																																																							
389の3 香川県立高等技術学校証明手数料	略																																																																							
390～598 略																																																																								
種別	区分	単位	金額																																																																					
1～388 略																																																																								
389 高等技術学校入学選考手数料	普通課程	1件	2,200円																																																																					
389の2 高等技術学校入学金	普通課程	1件	5,650円																																																																					
389の3 高等技術学校証明手数料	訓練生であった者に係る修了証明書、在籍に関する証明書又は成績証明書	1件	400円																																																																					
390～598 略																																																																								

備考 略

備考 略

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

4 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年香川県条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職業訓練業務手当)</p> <p>第16条 職業訓練業務手当は、高等技術学校に勤務する職業訓練指導員である職員（特別調整額受給職員を除く。）が職業訓練業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 略</p>	<p>(職業訓練業務手当)</p> <p>第16条 職業訓練業務手当は、高松高等技術学校又は丸亀高等技術学校に勤務する職業訓練指導員である職員（特別調整額受給職員を除く。）が職業訓練業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 略</p>